

## お住まいの市町村とは違う市町村の施設を希望する方（広域入所）



保育所等は市町村ごとに申込受付や入所決定を行っているため、原則として住んでいる市町村の保育園へ申込が必要となります。しかし例外として、住んでいる市町村以外の保育施設への申込を行うことがあり、これを「広域入所」といいます。

※ 私立認定こども園の1号認定クラスを希望の方は直接施設へお問い合わせください。

### ■ 那覇市在住の方が、他市町村の保育施設を希望する場合

那覇市を通して入所申込を行う必要があります。その後、那覇市と希望する施設の所在市町村で協議を行い入所の可否を決定しますので、入所できないことがあります。

申込み手続きを行う前に、希望する施設の所在市町村へ問い合わせ、以下の事項をご確認ください。

- 入所希望月の申込受付期間
- 必要書類（様式はどちらのものを使用するかもあわせてご確認ください。）
- 希望する施設の所在市町村の広域入所担当者名・連絡先

（注意）保護者様から入所申込書類を受け取ったのち、当課で協議書類を作成し先方へ郵送します。

**締切日の10日前までに必要書類をこどもみらい課窓口へご提出ください。**

（例）A市の締切日が6月25日の場合、6月15日までにこどもみらい課へ書類を提出。



### ■ 他市町村在住の方が、那覇市内の保育施設を希望する場合

0歳～5歳の那覇市内の待機児童が解消するまでは市内住民を優先しています。

## 那覇市へ転入予定の方



対象施設	申込み方法	必要書類
那覇市が選考をおこなう施設 P.9	那覇市こどもみらい課へ受付期間内に直接申込み(代理申込可)。 ※来課が困難な場合は、在住市町村の保育所入所担当窓口にて広域入所の申込手続きをしてください。	・ 申込みに必要な書類 (P.18～20参照) ・ 現住所の住民票謄本 (世帯全員の氏名と続柄がわかるもの)
校区による優先入園をおこなう施設 P.13	一次受付は各こども園へ、二次受付は那覇市こどもみらい課へ直接申込み(代理申込可)。 ※来課が困難な場合は、 <b>随時受付期間中</b> に在住市町村の保育所入所担当窓口にて広域入所の申込手続きをしてください。	

※入所内定後、所定の期日までに各施設で面接を受けることができ、**入所月の前月24日までに那覇市へ転入できる方のみ申込みできます。**